

明治大学史資料センター規程

2002年11月18日制定
2002年度規程第10号

(設置)

第1条 学校法人明治大学（以下「本法人」という。）に、明治大学史資料センター（以下「センター」という。）を設置する。

(目的)

第2条 センターは、本法人の歴史（以下「校史」という。）に関する調査、研究並びに校史に係る資料（以下「資料」という。）の収集、保存及び公開を行い、もって本学の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 校史の調査及び研究
- (2) 校史の編纂
- (3) 資料の収集、整理及び保存
- (4) 資料の展示
- (5) 展示場の管理・運営
- (6) 校史に関する情報の提供等
- (7) 出版物等の編集・刊行
- (8) 講演会等の実施
- (9) その他必要な事業

(組織)

第4条 センターは、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 副所長
- (3) 第8条第1項第3号に定める運営委員
- (4) 第8条の2に定める研究調査員
- (5) 総務部企画総務課長及び事務職員

2 前項に掲げる者のほか、センターは、事業計画の実施上必要があるときは、嘱託を置くことができる。

(所長)

第5条 所長は、センターの業務を総括し、センターを代表する。

2 所長は、専任教員である運営委員の中から、運営委員会が理事長に推薦

し、理事会において任命する。

3 所長の任期は、2年とする。ただし、補欠の所長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 所長は、再任されることができる。

(副所長)

第6条 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、その職務を代行する。

2 副所長は、所長が理事長に推薦し、理事会において任命する。

3 前条第3項及び第4項の規定は、副所長の任期及び再任について準用する。

(運営委員会)

第7条 センターに、次に掲げる事項について審議するため、運営委員会を置く。

(1) センターの事業計画に関する重要事項

(2) センターの管理・運営に関する重要事項

(3) 校史の調査及び研究に関する事項

(4) その他運営委員会が必要と認めた事項

(運営委員)

第8条 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。

(1) 所長

(2) 副所長

(3) 校史に関して専門知識を有する専任教職員の中から、運営委員会の推薦に基づき、理事長が理事会の同意を得て委嘱する者若干名

(4) 総務部長

(5) 総務部企画総務課長

2 運営委員の任期は、職務上運営委員となる者を除き、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の運営委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(研究調査員)

第8条の2 センターに、研究調査員若干名を置くことができる。

2 研究調査員は、本学教職員の中から、所長が運営委員会の同意を得て委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第9条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長には所長を、副委員長には副所長をもって充てる。

- 3 委員長は、運営委員会の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。
(会議)

- 第10条** 運営委員会は、委員長が招集する。
- 2 運営委員会は、運営委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
 - 3 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 4 理事長は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 5 運営委員会は、必要に応じて、運営委員以外の者を出席させることができる。

(事務)

- 第11条** センターに関する事務は、総務部企画総務課が行う。
(規程の改廃)

- 第12条** この規程を改廃するときは、運営委員会の議を経て、理事会が行う。

(雑則)

- 第13条** この規程に定めるもののほか、センターの管理及び運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て定める。

- 附 則** (2002年度規程第10号)
- (施行期日)
- 1 この規程は、2003年（平成15年）4月1日から施行する。
(例規の廃止)
 - 2 明治大学史料委員会設置要綱（1994年度例規第11号。以下「要綱」という。）は、廃止する。
(経過措置)
 - 3 第5条第2項の規定にかかわらず、この規程の施行後に最初に所長となる者については、要綱第3条の規定による委員である者の中から、総長の推薦により理事会が決定する。
 - 4 この規程の施行の際、現に要綱第3条の規定による委員である者については、この規程による最初の運営委員になるものとする。
- (通達第1185号)

- 附 則** (2003年度規程第22号)
- この規程は、2004年（平成16年）4月1日から施行する。
- (通達第1255号) (注 センターに研究調査員を置くことができるようにするための

改正)

附 則 (2005年度規程第16号)

この規程は、2006年（平成18年）2月2日から施行し、改正後の明治大学史資料センター規程の規定は、2005年（平成17年）4月1日から適用する。

（通達第1417号）（注 規定中「総長」を「理事長」に変更することに伴う改正）

附 則 (2007年度規程第39号)

この規程は、2007年（平成19年）11月8日から施行する。

（通達第1603号）（注 事務機構改革によるセンターの構成員、運営委員会委員の事務管理職名及び事務部署名の変更に伴う改正）